

令和3年度 第2回小田原市いじめ防止対策調査会

日時：令和4年（2022年）1月18日（火）

午前9時30分～午前11時00分

場所：おだわら市民交流センター UMECO 会議室1

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（諮問）
について

（2）令和2年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況
について

（3）小田原市いじめ問題対策連絡会について

3 その他

4 閉 会

配布資料

【資料1-1】 諮問書（写）

【資料1-2】 いじめ重大事態に関する調査結果の公表に係るポイント

【参考資料3】 調査結果の概要（神奈川県）

【参考資料4】 調査報告書（神奈川県）

【資料2】 令和2年度 小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期
欠席の状況について

【資料3】 小田原市いじめ問題対策連絡会について

小田原市いじめ防止対策調査会委員名簿

(任 期 令和3年8月1日～令和5年7月31日)

選出区分	氏名	備 考	新・再
学識経験者	会 長 しまざき まさお 嶋崎 政男	神田外語大学 客員教授	再任
社会福祉士	職務代理者 あしだ まさひろ 芦田 正博	ソーシャルワークオフィス テディ	再任
弁護士	委 員 さかもと ゆう 坂本 結	お城通り法律事務所	新任
臨床心理士	委 員 すぎざき まさこ 杉崎 雅子	小田原短期大学保育学科 准教授	新任
医師	委 員 よこた しゅんいちろう 横田 俊一郎	横田小児科医院	再任

※委員は五十音順。敬称略。



教 総 第 220 号

令和3年(2021年)12月27日

小田原市いじめ防止対策調査会 会長様

小田原市教育委員会



いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（諮問）

小田原市いじめ防止対策調査会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項 いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について
- 2 諮問事由

小田原市いじめ防止基本方針では、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行うこととしている。

公表の意義としては、同種の事態の発生防止の観点から、調査結果をいかに共有し、社会全体でいじめ問題を考える契機にするかが課題となっているため、調査結果の公表のあり方について諮問する。

いじめ重大事態に関する調査結果の公表に係るポイント

1 公表についての考え

学校又は市教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行う。

公表の意義としては、市民社会全体で再発防止を含むいじめ防止対策や健全育成活動を促進すること、市民目線に立って学校及び教育委員会のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動・教育行政の推進を強化すること、いじめの重大事態の調査に係る過程や手続等を示し、調査結果の信頼性を保つことがある。

2 公表の方法について

(1) 基本認識

「1 公表についての考え」をふまえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向や関係する児童生徒に配慮しながら、公表の意義と公表による様々な影響を比較衡量したうえで、基本的には全ての事案について公表する。

(2) 公表資料

公表の目的として、再発防止や今後の制度改善としてどこが大事なのかということ重視するという考えのもと、教育委員会が公表版を作成し、それを公表する。

(3) 公表方法

- ・市ホームページでの公表を原則とする。

※市ホームページで公表することをもって、公表の一定の責務を果たしたと考える。

そのため、個別の事案ごとの議会説明や記者発表等を行わない。

(4) 公表する期間

- ・ 6か月

※ただし、公表期間中であっても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止、または公表内容を一部変更することもあり得る。

(5) その他

社会的な関心が高いと思われるケースの場合は、記者への情報提供を検討する。また、公表内容については、市教育委員会として取りまとめた調査報告書(必要に応じて黒塗りをした原文)を市のホームページに掲載することを検討する。

令和 2 年度 小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

1 調査期間 令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

2 調査項目 (1) 暴力行為 (2) いじめ (3) 長期欠席（不登校等）

3 調査結果

（全 国）文部科学省「令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※調査対象は国公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

（神奈川県）「令和 2 年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」

※調査対象は公立校（中学校については中等教育学校前期課程を含む）。

（小田原市）教育指導課調べ ※調査対象は市立全小・中学校（小学校 25 校、中学校 11 校）

(1) 暴力行為の状況

① 暴力行為の発生件数と 1,000 人あたりの発生件数（過去 3 年間、全国・県との比較）（件）

	校種	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		発生件数	1,000 人あたり	発生件数	1,000 人あたり	発生件数	1,000 人あたり
全 国	小学校	36,536	5.7	43,614	6.8	41,056	6.5
	中学校	29,320	8.9	28,518	8.8	21,293	6.6
神奈川県	小学校	6,170	14.5	6,944	15.6	6,054	12.1
	中学校	3,277		3,142		1,708	
小田原市	小学校	74	8.1	109	12.1	74	8.4
	中学校	85	19.0	144	33.1	67	15.6

※神奈川県の中学校の数値は、中等教育学校前期課程を除く

② 暴力行為の形態（件）

形態	小学校	中学校
対教師暴力	10	3
生徒間暴力	58	58
対人暴力	4	1
器物損壊	2	5
合計	74	67

③ 学年別加害児童生徒数（人）

学年	小学校	中学校
1 年生	6	42
2 年生	12	8
3 年生	10	15
4 年生	8	
5 年生	10	
6 年生	11	
合計	57	65

暴力行為は令和元年度と比較して、小学校では 35 件減少、中学校では 77 件減少しました。これは 2 か月間の臨時休業や休業明けの感染症対策の中で、児童生徒同士の接触機会が少なかったことが影響したと考えています。また、中学校 1 年生の暴力行為発生件数が突出していることについては、新しい関係を築く入学時期が休業となり、学級づくりや互いの理解を深める取組、行事の縮小及び中止により、「自分の思いを伝え相手の思いを受け止めることができる」「暴力に至る前にトラブルを回避・解決する」等のコミュニケーションスキルを学ぶ機会が減少したためと考えられます。

(2) いじめの状況

① いじめの認知件数と 1,000 人あたりの認知件数（過去 3 年間、全国・県との比較）（件）

	校種	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		認知件数	1,000 人あたり	認知件数	1,000 人あたり	認知件数	1,000 人あたり
全 国	小学校	425,844	66.0	484,545	75.8	420,897	66.5
	中学校	97,704	29.8	106,524	32.8	80,877	24.9
神奈川県	小学校	20,155	38.1	22,782	43.1	19,287	35.6
	中学校	4,659		5,114		3,619	
小田原市	小学校	479	52.7	595	66.0	555	62.9
	中学校	194	43.3	394	91.1	244	56.8

② いじめの態様（複数回答）（件）

態様	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	265	111
仲間はずれ、集団による無視をされる	62	13
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	121	32
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	22	11
金品をたかられる	3	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	30	22
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	74	14
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	15	45
その他	18	8

③ いじめの解消率

	小学校	中学校
令和 3 年 3 月 31 日現在の状況	69.4%	75.8%
令和 3 年 7 月 20 日現在の状況	97.3%	99.6%

いじめの認知件数は令和元年度と比較して、小学校では 40 件、中学校では 150 件減少しました。ここ数年は、教職員のいじめ防止対策推進法の理解が進んだことで、認知件数は増加傾向にありました。各学校が日頃の児童生徒の見取りをきめ細かく行い、アンケート調査や個別面談によって実態の把握に努め、早期に対応する取組が定着してきていると捉えています。令和 2 年度の認知件数が減少した理由は、2 か月間の臨時休業や児童生徒同士が感染対策等により接触する機会が減ったことによる影響と考えています。

いじめの態様別では、例年同様「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が高い一方、中学校では、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が減少し、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」が増加するなど、感染症対策により生徒同士のコミュニケーションの態様が変化しつつあることが要因の一つとして考えられます。

個々のいじめ事案については、解消に向けた指導・支援、見守りの結果、小中学校とも、ほとんどの事案が解消につながっています。

(3) 長期欠席の状況

① 不登校者数と出現率（過去3年間、全国・県との比較）

	校種	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)
全 国	小学校	44,471	0.7	52,905	0.8	63,350	1.0
	中学校	114,379	3.8	122,519	4.1	132,777	4.1
神奈川県	小学校	3,739	0.83	4,578	1.02	5,126	1.15
	中学校	8,855	4.40	9,570	4.80	9,141	4.56
小田原市	小学校	94	1.03	114	1.27	112	1.27
	中学校	224	5.00	203	4.69	219	5.09

令和2年度の不登校者数は、(欠席日数+出席停止日数)が30日以上を対象としている。

② 不登校の要因（主たる要因） (人)

分類	小学校	中学校
学校における人間関係に課題	6	18
学業の不振	5	4
親子の関わり方	12	3
生活リズムの乱れ、あそび、非行	13	23
無気力、不安	55	150
その他	21	21
合計	112	219

③ 学年別不登校者数 (人)

小学校														中学校							
1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		1年		2年		3年		合計	
継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規
0	5	3	2	7	15	11	2	12	23	14	18	47	65	37	28	31	30	65	28	133	86
5		5		22		13		35		32		112		65		61		93		219	
R1不登校者数		7		9		13		22		26				37		34		68			

不登校者数は、令和元年度と比較して、小学校では2人減少し、出現率は変化していません。中学校においては、16人増加し、出現率は0.40ポイント増加しました。全国的に、緩やかな増加傾向にあります。

不登校の主たる要因としては、小学校・中学校とも「無気力、不安」によるものが多く、小学校では全体の49%、中学校では全体の68%を占めています。また、例年の状況に加え、臨時休業や感染症対策の影響等により、生活リズムの乱れなどにつながり、登校しない状況が続いてしまっている児童生徒が、やや増加しています。

令和2年度、中学校においては不登校が継続する傾向が見られ、各学年とも新規不登校者数が加わったため、全体の不登校者数が増加したと考えられます。

4 今後の主な取組

＜暴力行為・いじめ＞

- 各学校においては、一人ひとりがかけがえのない存在であり、それぞれが基本的な人権を持っていることを理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、人権教育の充実に努めます。
児童生徒の発達段階に応じたいじめの未然防止のための教育を行い、自分と自分の周りの人々の気持ちを考え、先のことを想像して行動できるよう、指導していきます。
「有形・無形を問わず、力による解決はいかなる理由からも認められず、許されない行為である」との認識を全教職員が共有し、指導に当たっては、児童生徒との対話を心がけ、毅然とした指導を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに寄り添った支援の充実に努めます。
- 市教育委員会においては、教職員の指導力の向上を図るため、SNSを介したいじめや、児童生徒指導上の喫緊の課題に焦点を当てた児童生徒指導研修会を実施するとともに、校内研修会の充実に図るための情報を積極的に発信していきます。また、神奈川県弁護士会との連携により、いじめの未然防止につながる「いじめ予防教室」を実施します。
- 暴力行為やいじめにより、重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察等と連携しながら取組をすすめます。また、いじめ問題の解決は地域全体、社会全体で取り組むものであることを関係機関・団体等が認識できるよう、学校運営協議会や小田原市いじめ問題対策連絡会等の様々な機会を通じて共有していきます。

＜長期欠席（不登校等）＞

- 各学校では、確かな学力の向上や豊かな人間性を育む取組を通して、「魅力ある学校づくり」を目指し、児童生徒の「自己肯定感・有用感」を育み、誰もが和らぐ学校づくりにより、不登校の未然防止に努めます。また、全職員が児童生徒に寄り添い、一人ひとりと関わる中で「何か困難な状況があるかもしれない」といった視点を持ち、早期発見と個々の状況に合った支援の充実に目指します。
近年、不登校の要因や背景が多様化・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントや支援体制が作れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的な人材や、児童相談所などの他機関と連携しながら取組をすすめます。
- 市教育委員会においては、「おだわら子ども若者教育支援センター」における相談窓口の周知を図るとともに、不登校または不登校傾向の児童生徒や、その保護者に対する教育相談や教育相談指導学級等による学校以外の場での支援環境の充実、不登校生徒訪問相談員の配置等によって、深い児童生徒理解に基づいた日々のケアや保護者へのサポートを充実させます。
また、教職員の資質向上のため、登校支援担当者連絡会議を実施するとともに、不登校児童生徒の状況と、今後の支援を学校と共有するために、年2回の学校訪問をおこないます。
- 児童生徒や保護者を孤立させないために、学校のみならず、外部機関とも連携した「チーム支援による体制づくり」がスムーズにできるよう、小田原市登校支援関係機関連絡会を実施し、情報共有や不登校にかかわる喫緊の課題についての協議を通して、関係機関とのよりよい連携づくりをすすめていきます。

(事務担当) 教育指導課指導係 TEL 33-1684
教育指導課教育相談係 TEL 46-6093

令和3年度 いじめ問題対策連絡会だより

令和3年12月22日 小田原市教育委員会 教育指導課 発行

令和3年11月25日に小田原市生涯学習センターけやきにて、小田原市いじめ問題対策連絡会を開催しました。

この連絡会は、学校、教育委員会、児童相談所、警察署、地方法務局、地域団体等の関係機関が連携を図り、いじめの防止等について情報交換や協議を行うもので、平成27年度から開催しています。昨年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催することができませんでしたが、今年度は1年ぶりの開催となりました。小田原市のいじめの状況についての情報共有やいじめの未然防止に向けた取組についての協議を行いました。

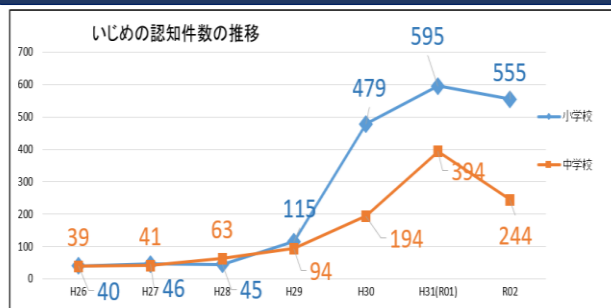
情報共有

小田原市のいじめの状況

いじめとは？

被害の子どもが**心身の苦痛を感じている行為**は全ていじめとして積極的に認知します。遊び、ふざけ、親切な気持ちからの行為でも、された方が嫌だと感じたものは、いじめとして捉えて対応します。

小田原市のいじめの認知件数 教育指導課調べ



これまで増加の傾向にありましたが、令和2年度は減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、全国一斉の臨時休業があったことや児童生徒同士が適切な身体的距離を保つ生活様式への転換が求められ、接触の機会が減ったことが影響していると考えられます。

いじめは、全ての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき大人全員の課題であることが「小田原市いじめ防止基本方針」に示されています。学校では、いじめを積極的に認知し、指導、支援をしていますが、いじめの未然防止、早期発見や、子どもたちの豊かな育ちのために、ぜひこれからも関係機関、地域の皆様のお力添えをお願いします。

協議

いじめの未然防止に向けて

◆◆◆各機関・団体から◆◆◆

<児童相談所>

保護者や子どもからの相談があれば、18歳未満の子どもについては、相談を受けている。虐待を扱うことが多いが、保護者、子ども双方が安心安全に暮らせるように日々対応している。

<警察署>

警察OBのスクールサポーターが各学校を周り相談を受けている。学校からの要望があれば、いじめや犯罪につながることに付いて、警察官の立場から子どもたちに話することができる。いじめの未然防止、早期発見のために、小さな声もくみ取りが必要があれば情報発信、共有をお願いしたい。

<人権擁護委員協議会>

各小中学校へ配付しているポスターで様々な相談方法を周知している。また、「子どもの人権SOSミニレター」は全ての児童生徒に配付されている。「子どもの人権110番」も常時対応可能なので周知してほしい。

<小田原少年補導員連絡会>

サイバー教室を行い、SNS等の正しい利用について子どもたちに伝えていくので、ぜひ学校で活用してほしい。保護者に対しても新入生保護者説明会等で少年補導員の立場から伝える活動を行っている。

<学校>

アンケートや教育相談の活用、児童生徒の日頃の見取り等を大切に、チームで対応することを心がけている。コロナ禍で不安定な社会であるが、学校では安心できる居場所づくりに努めていきたい。



県立高等学校における「いじめの重大事態」調査結果の概要について

1 事案の経過

- 令和元年 10 月、当時、県立高等学校 2 年生の男子生徒（以下「A」という。）が、学級内でのいじめにより、抑うつ状態のため自宅療養の必要があるという診断を受け登校できなくなった。
- いじめ行為により心身に重大な被害が生じた疑いが生じたため、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）に規定する「いじめの重大事態」に該当するものとして対応した。
- 県教育委員会（以下「県教委」という。）は、推進法第 28 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 11 月 14 日、知事に重大事態が発生した旨を報告し、11 月 18 日「神奈川県いじめ防止対策調査会」（以下「調査会」という。）に調査を諮問した。
- 令和 2 年 10 月 12 日、調査会から調査報告書が答申された。

2 調査報告書(答申)の内容

(1) 調査の目的

諮問事項の十分な事実調査を前提に、いじめの事実と心身への重大な被害との関係について検証し、同種の事態の発生を防止すべく再発防止策を検討する。

(2) 認定した事実

- ① インスタグラムのストーリーにグループ全員で楽しく過ごした旨の書き込みがなされた。Aは呼ばれていなかった。
- ② グループのメンバーが、昼休みにA以外の3人で誘い合わせてカードゲームをしていた。
- ③ 体育でバスケットがあったとき、他の生徒がシュートを決めると歓声上がるが、Aがシュートを決めてもザワザワするくらいで男子生徒からの悪口が聞こえた。
- ④ Aは男子生徒から、仲の良かったグループ LINE やAが所属するクラスのグループ LINE を退会させられた。
- ⑤ インスタグラムかTwitterの質問ボックスにAを中傷する内容の書き込みがなされた。
- ⑥ 男子生徒がAのクラスにゴミを捨てにきた時に、Aは「ゴミじゃんお前ら」のような悪口を言われた。
- ⑦ Aが女子生徒と話しているところを後方から撮影され、これを学級の仲間に拡散された。

- ⑧ 夏休みに入る前かその少し後に、男子生徒らがAたちのグループに入ってきた。Aはその男子生徒らが嫌なので抜けた。このグループの中での、負けた人がお尻をキックされるという罰ゲームにおいて、無理やりAが負けたものとして蹴られることがあった。
- ⑨ Aの顔を変形した画像が、エアドロップを用いて、学級の仲間に送信された。
- ⑩ インスタグラムに、Aがいなくなってからこのクラスは楽しかった旨の書き込みがなされた。
- ⑪ Aの登校時に「Aが不登校になるまで頑張ろう」、「自分の都合で学校に来るなよ」との趣旨の発言がなされた。

(3) いじめの認定

(2) の①～⑪の事実を、「いじめ」と認定した。これらの「いじめ」は、一対一の単発的なものではなく、学級の人間関係に根ざした多対一の継続的なものというべきである。

(4) 「いじめ」の事実と心身への重大な被害との関係について

- Aの自傷行為、希死念慮は、Aの心身又は財産に重大な被害が生じたものとして、重大事態にあたる。
- Aからの聴取事項及び事実経過に鑑みれば、Aの自傷行為、希死念慮の原因が「いじめ」である可能性は否定できない。
- 令和元年10月29日以降のAの不登校は、相当な期間欠席を余儀なくされているものとして、重大事態にあたる。
- Aからの聴取事項及び事実経過に鑑みれば、Aの不登校の原因が「いじめ」である可能性は否定できない。

(5) 学校の対応に関する検証

- 1年生から2年生に進級する際に、十分な情報共有が行われておらず、学校の指導は単発的な「いじめ」に対するものにとどまった。「いじめ」の原因となる継続的及び多対一の関係への指導を行う必要があった。
- 不測の事態を防ぐべく、スクールカウンセラーなどの専門家を本件に関与させるべきであった。
- 学年会の場において、「いじめ」防止対策といった観点での検討がなされておらず、Aがいじめを訴え出る以前に組織的に対応した形跡が認められない。

(6) 県教委の対応に関する検証

- いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを学校が的確に把握していない場合、県教委は学校に対し、早期に注意喚起しておくべきであった。
- 推進法が求める学校内の情報共有と組織的対応がなされていない場合には指導すべきであった。

(7) 学校への提言

- 担任による指導の重要性
 - ア 担任による個々の生徒及び学級内の人間関係の把握が必要である。
 - イ 担任の介入を要する兆候がある場合には、個別的指導が活用されるべきである。
- 組織的対応の必要性
 - いじめ対策等検討会議を月 1 回程度は開催すべきである。
- 多対一状態の問題に気付く
 - ア 多対一の状況では、行為が対等でないことに気付かせる。
 - イ 特定の生徒が一方的に被害を受ける場合には、大人の直接介入が必要である。

(8) 県教委への提言

- 学校に対し、推進法・県いじめ防止基本方針・いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの求めるところを適宜指導すべきである。
- 推進法に基づく対応がなされているとはいえない場合には、適切な対処を指導すべきである。
- 人員の増強を目指し関係各所へ重ねて働きかけるべきである。
 - ①問題発生時においてこれに集中的に対処できる十分な人員を配置する必要性が認められる。
 - ②通常規模の高校においては養護教諭を少なくとも 2 名配置する必要性が認められる。
 - ③40 人とされている学級定員は過大であり、少人数の学級を実現するために教員を増強する必要性が認められる。
- 各校へのスクールカウンセラー常駐を目指し関係各所へ働きかけるべきである。
- 学校が精神科医の助言を容易に得られるような体制を整備するとともに、生徒・教職員のメンタルヘルスケアについてもより一層充実した体制を整備することが望まれる。

公表版

調査報告書

令和2年10月12日

神奈川県いじめ防止対策調査会

目 次

■ 第1章 はじめに	1
■ 第2章 本調査会の調査について	2
第1 神奈川県いじめ防止対策調査会調査専門部会設置の経緯	2
第2 本部会の活動状況	2
第3 本部会の調査方針	3
■ 第3章 前提として整理した事実	4
第1 当該校に関する事項	4
第2 Aに関する事項	4
第3 事案の経過について	5
■ 第4章 本部会による聴き取り調査結果について	6
第1 一年の時のこと	6
第2 二年の時のこと（エアドロップ事案以前）	10
第3 二年の時のこと（エアドロップ事案以後）	12
■ 第5章 認定した事実	14
第1 本部会の立場	14
第2 事実認定	15
■ 第6章 「いじめ」の認定について	18
第1 本部会の立場	18
第2 「いじめ」の認定	21
第3 多対一の継続的「いじめ」	21
■ 第7章 「いじめ」の事実と心身への重大な被害との関係について	27
第1 本部会の立場	27
第2 「いじめ」とAの自傷行為、希死念慮、不登校との関連性	28
■ 第8章 当該校及び県教委の対応について	28
第1 本部会の立場	28
第2 当該校の対応について	29
第3 県教委の対応について	44
■ 第9章 おわりに	49
■ 神奈川県いじめ防止対策調査会調査専門部会委員名簿	50

第1章 はじめに

令和元年10月1日、神奈川県立高等学校（以下「当該校」という。）の当時二年生男子生徒（以下「A」という。）から、学級内でいじめられていると訴えがあった。その後、Aは抑うつ状態のため自宅療養の必要があるという診断を受け登校できなくなったことから、いじめ行為により心身に重大な被害が生じた疑いがあるため、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）第28条第1項に規定された重大事態に該当するものとして対応することになった。神奈川県教育委員会（以下「県教委」という。）は、同年11月18日、附属機関である神奈川県いじめ防止対策調査会（以下「本調査会」という。）に対して調査を諮問し、これを受けた本調査会は調査を実施した。本調査報告書は、その調査結果をとりまとめたものである。

調査に際しては、多くの関係者から聴き取りを行い、いじめの事実、その背景にある生徒たちの人間関係、さらに当該校及び県教委の対応について検証し、二度とこうした出来事が起こることがないように、再発防止策を検討した。

第2章 本調査会の調査について

第1 神奈川県いじめ防止対策調査会調査専門部会設置の経緯

令和元年11月14日、県教委は、知事へ重大事態発生の報告を行った。

同年11月15日、県教委は、当該校主体の調査では重大事態への対処等に十分な結果を得られないと判断したため、重大事態の調査主体を県教委とすることを決定し、同年11月18日、本調査会に次の事項について諮問した。

諮問事項

県立高等学校において発生したいじめの重大事態について、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、次の事項を調査し、事実関係を明確にすること。

- (1) いじめの事実について
- (2) いじめの事実と心身への重大な被害との関係について
- (3) 学校及び教育委員会の対応の検証について
- (4) 学校及び教育委員会が執るべき措置について

以上

本調査会は、神奈川県いじめ防止対策調査会規則第6条第1項の規定に基づき、神奈川県いじめ防止対策調査会調査専門部会（以下「本部会」という。）を設置して、公平・中立な立場から、いじめの事実についての調査や当該校及び県教委の対応の検証等を行い、同種の事態の発生の防止に向けた提言等を行うこととした。

第2 本部会の活動状況

日 時	内 容	結 果
令和元年 11月27日	第1回会議	・ 事案の概要及び調査方針について協議した。
12月13日	調査趣旨説明	・ A及びA両親に調査の趣旨を説明した。
	聴き取り調査 (第1回)	・ A及びA母から聴き取り調査を行った。
12月17日	聴き取り調査 (第2回)	・ A父から聴き取り調査を行った。
12月25日	聴き取り調査 (第3回)	・ 校長、副校長、教頭、生徒指導グループ教諭3名、担任等から聴き取り調査を行った。
	第2回会議	・ 聴き取り調査の結果及び今後の調査方針について協議した。

令和2年 1月14日	聴き取り調査 (第4回)	・養護教諭、関係生徒から聴き取り調査を行った。
1月24日	聴き取り調査 (第5回)	・関係生徒から聴き取り調査を行った。
2月10日	聴き取り調査 (第6回)	・関係生徒から聴き取り調査を行った。
2月26日	第3回会議	・聴き取り調査の結果及び今後の調査方針について協議した。
3月11日	聴き取り調査 (第7回)	・関係生徒から聴き取り調査を行った。
3月13日	聴き取り調査 (第8回)	・関係生徒から聴き取り調査を行った。
3月27日	第4回会議	・聴き取り調査の結果及び今後の方針について協議した。
5月8日	中間報告	・A及びA両親に中間報告を行った。
6月29日	第5回会議	・調査報告書について協議した。
8月6日	第6回会議	・調査報告書について協議した。
9月9日	第7回会議	・調査報告書について協議した。
10月12日	第8回会議	・調査報告書案を可決し、県教委に答申した。

第3 本部会の調査方針

1 調査の目的

諮問事項の十分な事実調査を前提に、いじめの事実と心身への重大な被害との関係について検証し、同種の事態の発生を防止すべく再発防止策を検討する。

2 調査の内容

(1) 調査対象

- ・A及びA保護者
- ・教職員（管理職、担任、学年リーダー、生徒指導グループ教諭等）
- ・関係生徒
- ・その他、本部会が必要と認める者

(2) 調査の方法

ア 資料の確認・分析

当该校や県教委が行った調査結果の分析を行う。分析に際しては、同調査結果の合理性を書面上判断するのではなく、本部会が直接行った聴き取り調

査内容を重視する。

イ 聴き取り調査

聴き取り調査は、公平性・中立性に疑念を抱かれることのないよう、原則として本部会の委員（以下「委員」という。）が直接行うこととする。

3 A及びA保護者への説明、協力依頼等について

本部会が行う調査の方針や計画を、A及びA保護者へ事前に説明し、調査等への協力依頼を行う。また、必要に応じて、調査の状況等の経過報告を行う。

4 情報等の取扱いについて

当该校や県教委から提供を受けた情報や資料については、調査において関わる全生徒の人権に配慮し、特に個人情報保護に十分に配慮して取り扱う。

また、生徒等に広く情報提供を求める必要がある場合には、事前に生徒及び保護者の理解と協力を得て、調査を実施する。

第3章 前提として整理した事実

第1 当该校に関する事項

1 当该校の概要について

当该校は全校生徒数 1,000 名程度の全日制高等学校である。学校運営組織については、カリキュラム関係等を担当するグループ、生徒指導関係等を担当するグループなどを設置している。生徒指導、教育相談に関しては、担当する教職員を各学年に3名程度配置している。

教職員数は、校長以下 60 名程度（非常勤講師、事務職員などを除く）である。

2 生徒の状況について

自転車や徒歩で通学している生徒もいるが、生徒の過半数が、市内はもとより、県内の広範囲の地域から公共交通機関を利用して通学している。

最近の卒業生の進路状況では、8割程度の生徒が進学、2割程度の生徒が就職・進学準備等をしている。

第2 Aに関する事項

1 家族構成

Aの家族は、XXXXXXXXXXである。

2 出席状況

令和元年度（二年生当時）

1 学期出席すべき日数 58 日 出席 58 日 欠席 0 日 遅刻 0 日 早退 0 日

2 学期出席すべき日数 83 日 出席 53 日 欠席 30 日 遅刻 1 日 早退 2 日

3 学期出席すべき日数 43 日 出席 1 日 欠席 42 日 遅刻 0 日 早退 0 日

※ 3 学期の出席 1 日は新型コロナウイルス関連の臨時時間割対応のため全員出席扱い

3 Aの現況

Aは、令和2年6月1日付けで転学した。

第3 事案の経過について

本件の概略

日 時	内 容
平成 30 年 11 月後半	・インスタグラムのストーリーで、A以外のグループ全員で遊びに行ったという記事が上げられた。 ・Aが話しかけても目を合わせてくれなかった。そっけない返事しか返ってこなかった。
12 月 30 日（日）	・質問箱という匿名性の高い SNS 上に「（Aが属する）α組の男子に嫌われてるよ」との書き込みがあった。
平成 31 年 1 月 29 日（火）	・Aは仲の良かったグループのグループ LINE を退会させられた。
1 月 31 日（木）	・Aはクラスのグループ LINE を退会させられた。
1 月または 2 月ころ	・Aは首を吊ろうと思い、電気のコードを持って近くの公園まで行った。
令和元年 夏休み後	・Aは教室で、男子生徒らが「不登校になるまで頑張ろうぜ」等と話しているのを聞いた。
9 月 30 日（月）	・Aの顔を変形した画像が、エアドロップ※を用いて、学級の仲間に拡散された（以下「エアドロップ事案」という。）。 ・AはA母に対し、いじめられていること、死にたいと思っていることを相談した。
10 月 1 日（火）	・Aは当該校を欠席した。 ・A母から当該校に、A父へ架電するよう連絡があった。当該校がA父に架電したところ、Aがいじめを受けているとの訴えがあった。

10月2日(水)	・当該校はA及び関係生徒から聴き取りをした。これを受け、当該校は同日より、男子生徒■、男子生徒■を別室での特別指導とした。
10月7日(月)	・A母から当該校に「リストカットを発見したので様子を見てほしい」と要望があった。
10月上旬	修学旅行(3泊4日)
10月15日(火)	・Aは精神科を受診し、抑うつ気分、自傷行為、希死念慮等のため、自宅療養の必要があるとの診断を受けた。
10月29日(火)	・この日よりAは、ほぼ登校していない。 (11月8日出席、11月15日早退)

※Apple社製のスマートフォン等に搭載されている機能。画像等のデータの共有を無線で行える。

第4章 本部会による聴き取り調査結果について(当該校の対応についての聴き取り調査結果は第8章)

第1 一年の時のこと

1 Aからの聴き取り

- ・最初にいじめだと感じたのは、インスタグラムのストーリーで自分以外の全員で遊びに行ったという記事が上げられたことだった。自分は呼ばれていなかった。
- ・一年の11月後半に、学校に行って話しかけても目を合わせてくれない、そっけない返事しか返ってこない、ということが起きた。
- ・昼ご飯を食べる時間に、グループに入って食べようとしたら、そのグループのリーダー格の男子生徒■から、何で来るんだよという嫌な感じを受けた。
- ・仲の良かったグループは4人くらいだったが、昼休みに自分以外の3人を誘ってカードゲームをしていて、自分はカードゲームを後ろから見ているしかできなかった。わざと自分以外の人を全員誘ったようで、そういうことが毎日だった。
- ・体育でバスケがあったとき、他の生徒がシュートを決めると歓声上がるが、自分がシュートを決めてもザワザワするくらいで■からの悪口が聞こえた。
- ・■に1月29日に仲の良かったグループLINEをいきなり退会させられ、次に一年α組のクラスのグループLINEを31日に退会させられた。
- ・去年の1月、2月くらいに、電気のコードを持って近くの公園まで行き、首を吊ろうとしたが、おじさんに見つかってしまい助けられた。

【以下、時期不明】

- ・(委員が傷跡を確認して) 家族には内緒にしているが、リストカットの跡が

6箇所ほどある。

- ・（リストカットについて）最初は死にたいと思って始めたが、痛みの方に意識が向き、嫌なことを忘れられるので（行っている）。今は、以前より死のうとは思わなくなった。

2 A父からの聴き取り

- ・時期は不明だが、質問箱という匿名性の高い SNS 上でAの悪口を送られたと聞いている。

3 A母からの聴き取り

- ・クラスのグループ LINE から A が退会させられたと聞いている。

4 教職員からの聴き取り

- ・ゲームを通じて、AがAの友人の男子生徒をからかいのターゲットにすることがあり、Aとその生徒は、Aから距離を置きたいと思うようになった。
- ・AからAにあるので席替えをしてほしい、Aとクラスを一緒にしないでほしいという要望が女子生徒からあった。

5 関係生徒からの聴き取り

[illegible]

10

114

(continued)

[illegible]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

[illegible]

[illegible]

第2 二年の時のこと（エアドロップ事案以前）

1 Aからの聴き取り

- ・ ■が自分のクラスにゴミを捨てにきた時に、ボソッと「ゴミじゃんお前ら」みたいな感じで悪口を言ってきたことがあった。
- ・ 女の子と自分が話しているところを、後ろからこいつらできてるんじゃないかといった感じで撮られて、その写真をばらまかれた。
- ・ 罰ゲームがはやっていた時期があり、負けた人がお尻をキックされるみたいなことがあった。無理やり僕が負けみたいになり、蹴られることがあった。
- ・ 夏休みに入る前かそのちょっと後に、 ■が僕たちのグループに入ってきて、仲良くなりだした。自分はあいつらが嫌なので抜けた。
- ・ 自分の顔を変形した画像が、エアドロップを用いて、学級の仲間に拡散された。

【以下、時期不明（再掲）】

- ・ （委員が傷跡を確認して）家族には内緒にしているが、リストカットの跡が6箇所ほどある。
- ・ （リストカットについて）最初は死にたいと思って始めたが、痛みの方に意識が向き、嫌なことを忘れられるので（行っている）。今は、以前より死のうとは思わなくなった。

2 A父からの聴き取り

該当なし

3 A母からの聴き取り

- ・ 変な顔をコラージュしたのを不特定多数の人が見えるようなところに載せられたようだ。
- ・ Aということを特定しないで「あいつ」とかいう言い方で、Aが嫌だなと思うような言葉を毎日言っていたらしい。
- ・ 「ゴミ箱のところの奴また来てんのかよ」みたいなことを大きい声で言われたとか聞いている。
- ・ 下校時、1人で歩いているところに、たまたま同じクラスの女の子が隣に来た瞬間を撮られて、この2人付き合ってるみたいなコメント付きで載せられたと聞いている。

4 教職員からの聴き取り

- ・二年生になってからは、最初5、6人のグループでいて、仲良く男子グループでつるんでいるなという感じで見ていたが、Aではない生徒が抜けて、その後Aが抜けていった。
- ・4月5月あたりにAのLINEのトップ画面のところに「被害者づらしてんじゃねえよ」というコメントがあり、■が「これは自分のことを言っているんだろう」と話していた。

5 関係生徒からの聴き取り

[illegible]

[REDACTED]

第3 二年の時のこと（エアドロップ事案以後）

1 Aからの聴き取り

- ・自分がたまに学校へ行くと、自分に聞こえるように言っているかわからないが、「都合いい時だけ来るのマジうざい」みたいなことを言われた。

第5章 認定した事実

第1 本部会の立場

1 問題点－事実認定のあり方

児童等の存在しうる場所に防犯カメラ等が設置されているわけではない現状、また「いじめ」を証言した場合の報復を恐れることにつき合理性を否定しきれない現状において、「いじめ」に関する事実認定に際し、一般的な訴訟同様に客観的証拠（物的証拠や第三者の証言）を求めたのでは、陰湿な「いじめ」になればなるほど事実認定が困難となり、おそらく「いじめ」の多くについて、推進法の求める対処（指導）は困難となるだろう。

そのような事態を、推進法が許容しているとは考えられない。

2 学校における事実認定

学校教育法第37条第11項は、「教諭は、児童の教育をつかさどる。」としている。

「授業をする」「学習を指導する」といった文言と対比してみると、「教育」という広範囲なものに、「つかさどる」という権限を付与していることがわかる。

すなわち、同法は、どのような教育を行うかについて、教諭に幅広い裁量を与えている。

そして、「いじめ」の事実認定も「教育」の一環である以上、教諭としての専門的裁量に則り、「いじめ」の有無を判断してよいことになる。

もっとも、こうした判断は、「いじめ」によって個人の尊厳が侵されてはならないという推進法第1条の理念の下、「いじめ」への対処のために行われるべきものであるから、次のように考えるべきであろう。

まず、被害側への支援との関係では、被害児童等から「いじめ」の訴えがある以上は、まずはその「いじめ」が存在するものとして支援すべきである。

一方、加害児童等との関係ではどうか。

加害児童等が否定している上に客観的証拠がない場合であっても、被害児童等の供述の信用性、被害児童等と加害児童等との力関係やこれらを巡る人間関係、加害児童等の日常の行為、その他の事情を総合的に考察した上で、加害児

童等が認めている場合よりは慎重に進めるべきではあるけれども、「いじめ」の認定は可能であろう。

ただし、推進法が組織的対応を求めていること、恣意的判断は避けるべきことからすれば、こうした認定を個々の教諭が行うことは許されず、しかるべき組織（推進法第 22 条）により行われるべきであろう。

3 本部会の事実認定

推進法第 28 条第 1 項は、重大事態調査について、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資する」という目的のために「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う」としている。

重大事態に対処し同種の事態の再発を防止するには、学校の対処のあり方を検討する必要があるから、当委員会としても、学校と同様の観点で事実を認定すべきこととなる。

したがって、以下の事実認定は、訴訟における事実認定とは異なりうる。

第2 事実認定

1 一年の時のこと

- ① インスタグラムのストーリーにグループ全員で楽しく過ごした旨の書き込みがなされた。Aは呼ばれていなかった。

これについては、Aの置かれた人間関係からすれば、事実と認定できる。

- ② グループのメンバーが、昼休みにA以外の3人で誘い合わせてカードゲームをしていた。

これについては、関係生徒が、

と述べていること、別の関係生徒も、

として外形的事実は認めていること、さらにAの置かれた人間関係の存在からすれば、事実と認定する。

- ③ 体育でバスケがあったとき、他の生徒がシュートを決めると歓声が上がるが、Aがシュートを決めてもザワザワするくらいで■からの悪口が聞こえた。

これについては、Aの置かれた人間関係からすれば、事実と認定できる。

- ④ Aは■から、1月29日に仲の良かったグループLINEを、同月31日に一年α組のクラスのグループLINEを、それぞれ退会させられた。

これについては、LINEの記録、関係生徒らの聴取事項から、事実と認定する。

- ⑤ インスタグラムかTwitterの質問ボックスに「■」、「■」等の書き込みがなされた。

これについては、Aのスマートフォンのスクリーンショット、関係生徒がその旨を述べていることから、事実と認定する。

2 二年の時のこと（エアドロップ事案以前）

- ⑥ ■がAのクラスにゴミを捨てにきた時に、Aは「ゴミじゃんお前ら」のような悪口を言われた。

これについては、Aの置かれた人間関係からすれば、事実と認定できる。

- ⑦ Aが女子生徒と話しているところを後方から撮影され、これを学級の仲間に拡散された。

これについては、関係生徒が、

■

と述べていることから、事実と認定する。

- ⑧ 夏休みに入る前かその少し後に、■がAたちのグループに入ってきた。Aは■らが嫌なので抜けた。

このグループの中での、負けた人がお尻をキックされるという罰ゲームにおいて、無理やりAが負けたものとして蹴られることがあった。

・二年生になってからは、最初5、6人のグループでいて、仲良く男子グループでつるんでいるなという感じで見ていたが、Aではない生徒が抜けて、その後Aが抜けていった。

[REDACTED]

後段についても、Aの置かれた人間関係からすれば、事実と認定できる。

これについては、委員による画像の確認、関係生徒らの聴取事項から、事実と認定する。

⑩ インスタグラムに、Aがいなくなってからこのクラスは楽しかった旨の書き込みがなされた。

⑪ Aの登校時に「Aが不登校になるまで頑張ろう」、「自分の都合で学校に来るなよ」との趣旨の発言がなされた。

- ・自分がたまに学校へ行くと、自分に聞こえるように言っているかわからないが、「都合いい時だけ来るのマジうざい」みたいなことを言われた。

・ [] は「 [] 」 「 [] 」 「 [] 」 等と、Aに向

かつてではないが、発言したということについては覚えていると言った。

との教職員の聴取事項、

[REDACTED]

との関係生徒の聴取事項、

[REDACTED]

との関係生徒の聴取事項から、事実と認定する。

第6章 「いじめ」の認定について

第1 本部会の立場

1 広い定義

推進法第2条は、「いじめ」について、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義する。

一見些細な出来事であっても、これが継続した場合には、被害児童等の精神的肉体的負担が累積増加して不登校や自死のような重大な結果を招いてきたことから、同法は「いじめ」を広く定義し、「いじめ」につき情報を集積共有するとともに組織的に対応することで、被害児童等の精神的肉体的負担を的確に把握し、重大な結果を防ぐことを意図している。

このように「いじめ」を広く定義することから、同法は、「いじめ」に対する具体的措置については基本的に学校の裁量に委ねるとともに、「いじめ」と認定されたとしてもそのことのみで加害児童等に対する厳しい対応を求めるものではなく学校に対しても低い評価を行うものでもない。

換言すれば、「いじめ」と認定されることはそのことで直ちに学校の取った

具体的措置が不十分であったことを意味するものではない。

2 個人の尊厳

(1) 個人の尊厳とは

推進法第1条は、

「この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」

としているところ、推進法の立法に関与した小西洋之参議院議員（以下「小西議員」という。）は著書「推進法の解説と具体策」（以下「小西著書」という。）29頁において、

「本法の目的条文において、日本国憲法の目的であり核心価値である『個人の尊厳の尊重』（第13条）を具体的に現す規定が置かれたことは、この『児童等の尊厳の保持』が本法における全ての条文解釈や制度の運用解釈の基礎となることを明確に示すものとして、革新的な意義を有するものです。」

としている。

この「個人」の「尊重」（憲法第13条）ないし「個人の尊厳」（憲法第24条）の意味について、憲法学者の一般的な解釈としては、

「いわゆる個人主義の原理を表明したものである。」「個人主義とは、人間社会における価値の根源が個人にあるとし、何にもまさって個人を尊重しようとする原理をいう。ここで個人とは、人間一般とか、人間性とかいう抽象的な人間ではなくて、具体的な生きた一人一人の人間をいう。」「個人主義は、一方において、他人の犠牲において自己の利益を主張しようとする利己主義に反対し、他方において、『全体』のためと称して個人を犠牲にしようとする全体主義を否定し、すべての人間を自主的な人格として平等に尊重し

ようとする。」（宮沢俊義（芦部信義補訂）「コンメンタール日本国憲法」197頁）

「何よりもまず重要な点は、一人一人の人間が価値の源泉であるということです。言い換えれば、個人の尊重とは、一人一人の人間に存在する固有の意義があり生きる目的があるということを私たちが相互に承認をするのだということを意味しております。これに対して、物ですとか道具といったものは固有の存在意義を持ちません。道具はそれを用いる者の役に立つことに意味があるのであって、役に立たなくなったり気に入られなくなったりすれば捨て去られるという運命にあります。

しかし、人間はそうではありません。私たちは誰かのための単なる道具でも、ただ全体をうまく回すための歯車でもありません。私たちが互いを独自の存在の意義と生きる目的を持つ者として認め合うこと、これを私は人格の尊厳を承認するというふうに申しております。そして、このような人格である私たち一人一人は、同時に多様な存在でもあります。価値観、能力、性格、外観、皆異なっているわけです。この個性が一人一人の人間を形作っています。

したがって、一人一人に人格の尊厳を認めることは各人の個性を尊重することを意味します。この人格の尊厳と個性の尊重の両者を併せて日本国憲法は個人の尊重を定めたのだと私は解釈しております。」（平成25年5月29日参議院憲法審査会における京都大学大学院法学研究科教授土井真一参考人発言）

とされている。

（2）個人の尊厳と「いじめ」

この考えをいじめ問題にあてはめてみる。

児童等はその個性として多種多様な長所短所をもち、感受性も様々であり、更には様々な過ちをおかしてしまうこともある。

そして、そうした個性をもつ一人一人の児童等をありのままに受け止め、一人一人の児童等が「心身の苦痛」から免れ、個性をもった人として尊重されることを、推進法第1条は求めているものと解釈できる。

そして、推進法第2条の定義はこうした個人の尊厳の原理を踏まえたものである。したがって、「他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」があった場合に、個々の児童等が「心身の苦痛」を訴えるのであれば、これをありのままに受け止め、まずは「いじめ」として対応すべきことになる。

いい方を換えれば、「いじめられる側にも問題があるからいじめられても仕方ない」とか「そんなことを苦痛に感じるなんて気にしすぎである」というこ

- ・一年の11月後半に、学校に行って話しかけても目を合わせてくれない、そっけない返事しか返ってこない、ということが起きた。
- ・昼ご飯を食べる時間に、グループに入って食べようとしたら、そのグループのリーダー格の黒い男から、何で来るんだよという嫌な感じを受けた。

一方、[]を含め、次のようにAについて否定的評価を行う関係生徒らが存在する。

[illegible]

これに対し、

[REDACTED]

と評価する関係生徒も存在する。

また、Aに否定的評価を加える[REDACTED]においても、一年の時にAに具体的に
なされたことについては言及がない。

(3) Aに対する否定的評価【2】

Aが女子に対して陰口を言ったとする関係生徒らが存在する。

[REDACTED]

しかしながら、女子に対するAの具体的陰口を直接聞いたとするのは次の
の話のみである。

[REDACTED]

この女子生徒は（当然ではあるが）陰口を直接は聞いておらず、内容も、

[REDACTED]

というものである。

ある女子生徒は、

とすけれども、陰口の内容は明らかではない。

と評している女子生徒は、

と述べ、陰口については言及していない。

(4) 小括

ア 多対一の継続的な「いじめ」のはじまり

以上より、一年の後半段階において、学級内には、Aが否定的評価に基づき所属グループから疎外される、あるいは組織的な動きとはいえないまでも女子から疎まれるといった、多対一の継続的な「いじめ」が始まっていたといえる。

仮に、Aに対する否定的評価が事実を反映していたものとしても、これを理由として第5章第2に挙げた「いじめ」が許されるものではないこと（その一方でAに対する指導は可能であること）は第6章第1の2（2）に述べたとおりである。

こうした「いじめ」に対処する際には、第5章第2の個々の事象への対処にとどまらず、多対一の関係の中で疎外されるという状況そのものにも対処すべきである。

イ 事実認定についての補足

第5章第2に挙げた行為のみに着眼すれば、Aの受け止め方の問題として評価されるかもしれないし、そもそも認定の根拠がAからの聴取事項に限られるものもあり行為の認定自体が困難ともいえる。

しかしながら、本章第3の1（2）（3）のような否定的評価に基づき疎外されるという人間関係にAが置かれていたことを踏まえれば、そうした人間関係の中であれば第5章第2のような行為は当然にありうるものであって、第5章第2の③⑥も含めAに対する加害行為として事実認定すべきものであるし、当該校の対応が求められるべきものである。

ウ 伝聞や抽象的なものが目立つ

ましてや、本章第3の1(2)(3)のAに対する否定的評価は伝聞や抽象的なものが目立ち、これらは作出ないし誇張された事実を基にしている可能性があり、こうした作出ないし誇張が行われるような状況にAが置かれている場合に「いじめ」としての対応が求められるべきことはいうまでもなかろう。

エ 否定的評価の当否について

Aに対する否定的評価の当否を問わず、Aに対する「いじめ」が許されないこと（その一方でAに対する指導は可能であること）は、改めて強調しておく（上記第6章第1の2(2)）。

ここではAが否定的評価に基づき疎外されるという状況を明示するためにAに対する否定的評価をとりあげたものであって、これらの評価の当否を論ずるものではなく、ましてやAに否定的評価があるから当該校が対処しなくてよいとするものではないことも、改めて強調しておく。

2 二年の時のこと（エアドロップ事案以前）

この時期、Aの側で周囲から否定的評価を受けるような具体的事実は、

[REDACTED]

というものの以外にはほぼ認められない。

一方、Aに対する行為、Aの置かれた人間関係について、関係生徒らは次のとおり述べている。

[REDACTED]

しかも、

第5章第2⑧で認定した、

第5章第2⑪で認定した、

26

との■■■■の聴取事項からは、自身らをAの所為による被害者と考えていること、Aとの間の多対一の人間関係には目が向いていないことを示すものといえる。

4 小括

以上にみたとおり、Aについては、Aに対する否定的評価に一年時の学級で形成された多対一の継続的人間関係が二年時の学級に継続し、これがエアドロップ事案により解決が一層困難な状況になっているものといえる。

そして、第5章第2①～⑪の行為は単発的「いじめ」としてではなく、多対一の継続的「いじめ」として対応されるべきものといえる。

第7章 「いじめ」の事実と心身への重大な被害との関係について

第1 本部会の立場

訴訟手続は、行為による結果につき行為者に対して賠償を命じあるいは刑罰を科す手続であるから、結果が行為によって起きたといえるか＝行為と結果との因果関係については、客観的な裏付けを要することになる。

これに対し、重大事態調査は、推進法第28条では、当該重大事態への対処、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための調査とされている。

すなわち、当該案件で重大な結果を防ぐにはどうすればよいか、同様の結果を防ぐにはどうすべきかを調査すべきものであり、誰にどれだけの非があるかを調査しその責任を追及するものではない。

重大な結果発生の原因が「いじめ」であることについて客観的裏付けが存在しな

い場合もありうるし、こうした場合には訴訟手続においては因果関係が認定できないことになるけれども、重大事態調査は結果を防ぐという観点からの調査である以上、重大な結果発生の原因が「いじめ」である可能性が否定できない限りは、学校・教育委員会は結果発生防止のための措置をとるべきである。

第2 「いじめ」とAの自傷行為、希死念慮、不登校との関連性

Aの自傷行為、希死念慮は、Aの心身又は財産に重大な被害が生じたものとして、重大事態にあたる。

Aからの聴取事項及び事実経過に鑑みれば、Aの自傷行為、希死念慮の原因が「いじめ」である可能性は否定できない。

したがって、当該校・県教委はAの自傷行為、希死念慮の原因が「いじめ」である可能性があることを前提に、Aの自傷行為・自死企図が生じないようにするための措置をとるべきこととなる。

また、令和元年10月29日以降のAの不登校は、相当な期間欠席を余儀なくされているものとして、重大事態にあたる。

Aからの聴取事項及び事実経過に鑑みれば、Aの不登校の原因が「いじめ」である可能性は否定できない。

したがって、当該校・県教委はAの不登校の原因が「いじめ」であることを前提に、Aが登校可能な状況とするための措置をとるべきこととなる。

第8章 当該校及び県教委の対応について

第1 本部会の立場

上述のとおり、本部会は、「いじめ」による重大な結果を防ぐにはどうすればよいか、同種の結果の再発を防止するにはどうすべきかを調査し判断するものである。

そして、その調査対象としては、事後的調査結果を含め現在判明している全ての情報を基礎に判断することになる。

端的に言えば結果論である。

重大な結果を防ぐために何をすべきかを、現在判明している全ての情報を基礎に判断することになる。

その際、重大な結果を防ぐことはできないという結論は基本的に許されない。

些細なことなのに被害者の受け止め方に問題があるとか、被害者に非があるからといった理由で、重大な結果発生はやむを得ないという結論をとることは許されないし、学校・教育委員会が結果発生防止のための措置をとらなくてよいということにもならない。

当然ながら、重大事態発生当時において学校の認識し得た事実に基づき、学校のとった具体的措置の違法性を、裁量権濫用の有無という観点から判断するという訴

訟手続とは目的と手法を異にする。

第2 当該校の対応について

1 対応状況について

日 時	内 容
令和元年 10月 1日 (火)	・ A母から担任にAの欠席連絡があった。その際A父に架電するよう言われ、A父に架電した。Aがいじめを受けている、母に死ぬとも話していたと伝えられた。 ・ 校長が、教頭と担任に家庭訪問を指示したが、Aと連絡が取れたため、家庭訪問は実施しなかった。 ・ Aから担任に、「エアドロップによる画像拡散があり、いじめを母に打ち明けた」との話があった。 ・ 県教育委員会学校支援課（以下「学校支援課」という。）へ第1報を入れた。
10月 2日 (水)	・ Aと面談を行い、Aの安全を保障すること、画像を拡散した生徒を特定するためアンケートを取りたいこと、スクールカウンセラーとの面接を設定したいことを伝えた。Aからは、「アンケートは絶対にやらないで欲しい」「カウンセリングは受けたくない」との回答があった。 ・ 関係生徒からの聴き取りを行い、 への特別指導を開始した。 ・ 第1回いじめ対策等検討会議を開催した。
10月 3日 (木)	・ への特別指導を行った。 ・ 保護者から、Aから同様のことを先にやられたと子どもが言っているとの訴えを受け、Aからも今後事実確認をすると伝えた。 ・ 担任がAに1日の様子を尋ねたところ、「楽しい」との返答があった。 ・ 担任がA父に架電しAの様子を尋ねた。「今の状況が続くなら楽しいと言っているが、本人は学校をやめる様子でいる」との回答があった。
10月 4日 (金)	・ への特別指導を行った。 ・ 学年の教職員がAと面談した。当該校はAを守る、修学旅行中はできる対応をする、気持ちが乗らなければ教室に無理にいかなくてもいい、友人にヘルプを出すなどの対応もあると伝えた。 ・ 担任がA父に架電したところ、 は改心していないのではないか。エアドロップ事案以外の嫌がらせに関しても謝罪が必要。10月15日精神科受診予定。精神疾患の場合、 に責任を取らせたい旨が伝えられた。
10月 5日 (土)	・ への特別指導を行った。 ・ A父から入電があった際、10月6日、修学旅行中の対応について、A及びA保護者と相談したい旨を伝えた。

10月6日(日)	・ への特別指導を行った。 ・ A、A母、A姉が来校した。教頭、学年リーダー、担任が修学旅行中の対応について説明(新幹線座席、自然体験コース、部屋割りなどの配慮)を行い、常に近くでAを見守ることを伝えた。 ・ 今後は当該校との窓口をA母とすることを確認した。
10月7日(月)	・ への反省状況を確認し、通常の学校生活に戻した。 ・ A母から入電があり、Aのリストカットを発見したと伝えられた。学年リーダーがAと面談したがその際、リストカットは確認していなかった。
10月上旬	■修学旅行■ 1 Aと関係生徒との接触を防ぐ：新幹線座席替え、バスの座席替え、ホテルの部屋フロア変更を行った。 2 Aへの声掛け：民泊時以外は、担任が朝昼夕を中心に本人に体調の確認などを行った。民泊時は4名の教職員でAの民泊先への巡回を行い、担任が体調の確認や、過ごし方の確認を行った。 3 見守り：クラス単位での行動時、教頭及び担任がAと の行動を見守った。
10月15日(火)	・ A母から欠席連絡があった際、修学旅行後、リストカット跡が5、6本に増えていること、明日来校したい旨が伝えられた。 ・ Aのクラス内の友人への聴き取りを行った。修学旅行中は変わりなかった。 に何かされたことはない。A、 間のトラブルは見たことがない。画像拡散が(Aからの)初めての相談であった。との内容であった。
10月16日(水)	・ A出席。教職員で見守り、声掛けを行った。 ・ A母と面談を行った際、精神科にてAが抑うつ状態との診断を受けたこと、A父が法的手段を検討し、弁護士を探していることなどを伝えられた。 ・ Aも に対して誹謗中傷のような書き込みをしていたとの の訴えについて、当該校からA母へ伝えた。 ・ Aにスクールカウンセラーの活用を勧めるが、A母から難しいとの回答があった。
10月17日(木)	・ A母から欠席連絡があった。 ・ 担任がAに架電した際、Aがクラスの様子を尋ねた。 ・ いじめ認知報告書を学校支援課に提出した。
10月18日(金)	・ A出席。教職員で見守り、声掛けを行った。 ・ 第2回いじめ対策等検討会議を開催した。 ・ 校長が学校支援課へ経過を報告した。 ・ A母に架電した。

10月21日(月)	・ A出席。朝、担任がAと面談を行い、中間試験の座席について相談した。昼休み、再度面談を行った際、[]の発言について訴えがあった。体調不良を訴え、早退した。 ・ A母に架電した。 ・ A父から入電があり、当該校の対応について不信感が伝えられた。
10月23日(水)	・ A父から入電があり、担任が対応した。いじめの重大事態として扱っているのか、第三者委員会を立ち上げているのか等について、尋ねられた。 ・ 副校長がA父に架電し、電話ではなく直接会って話したい旨を連絡した。 ・ Aに対し、担任による声掛けを行った。
10月24日(木)	・ 朝と帰りのホームルームでAの様子を観察した。 ・ A母から入電があった。A母へ折り返し、日本スポーツ振興センターの給付対象について説明した。
10月25日(金)	・ A両親が来校し、校長、副校長が対応した。A両親から、Aが自殺未遂をしていたこと、Aが抑うつ状態の診断を受け、当該校を休む必要があるとの報告を受けた。 ・ 当該校がA両親へ、現在はいじめの重大事態扱いになっていないと回答したところ、A両親から重大事態として扱うよう求められた。 ・ A両親が[]を退学させることを要望したが、当該校はできないと伝えた。 ・ Aの具体的な支援内容の提示を約束した。
10月26日(土)	・ 関係教職員で緊急会議を開催し、今後のAへの支援内容の検討を行った。 ・ A母に架電した。
10月28日(月)	・ A出席。面談を行った。 ・ A母に2度架電するが繋がらなかった。 ・ 校長が学校支援課を訪問し、A父が以下の様に述べていると報告した。 1. 弁護士の話は保留している。 2. []に対し損害賠償を検討している。 3. メディアを使って当該校を訴える。
10月29日(火)	・ 第3回いじめ対策等検討会議を開催した。
10月31日(木)	・ A及びA母から、Aの対応について、当該校がAの担当医に直接確認を取ってよいという了解を得た。 ・ 学校支援課が来校し、事案についての情報提供及び今後の対応について協議した。
11月1日(金)	・ A母から欠席連絡があった。

11月 5日 (火)	・担任がAに架電し、体調確認、生活状況確認、中間試験結果報告を行った。 ・副校長がA母に架電した際、A母から本件をいじめの重大事態として扱うよう求められた。また、副校長からA母に以下の話をした。 1. 明日、教職員がAの担当医へ、当該校として登校時に配慮すること、Aへの面談を行う際に配慮することを確認に行く。 2. メールでのやり取りを希望されているが、電話か直接会ってお話したい。 3. 弁護士に相談されているという話は、今はどのようなになっているのか。 4. 重大事態として対応する際のAへの影響を心配している。
11月 6日 (水)	・校長が学校支援課を訪問し、これまでの経緯を説明した。 ・副校長と担任が病院を訪問し、担当医へ重大事態調査に係るAへの聴き取りについて尋ねたところ、聴き取りをしないほうがよいと言われた。 ・第4回いじめ対策等検討会議を開催した。
11月 7日 (木)	・担任がAに架電したが、繋がらなかった。 ・担任がA母に架電した。
11月 8日 (金)	・A母から以下の内容について入電があった。 1. 途中経過を教えて欲しい。 2. 今後の問題解決に向けてどのように取り組むのか。 3. 進級できるのか。進級させると約束してほしい。 4. このまま進まないのなら県教委と直接やり取りをしたい。担当を教えてください。 5. 記録を残すため、A父はメールでのやり取りを希望している。 ・これに対し、副校長が以下のように答えた。 1. いじめの重大事態として対応するため県教委と調整を進めている。 2. Aから聴き取りし、Aの精神状態、意向を十分配慮しながら進めていきたい。 3. 4月から9月までは欠席もなく、授業への出席状況は良好のため、校長の裁量として進級させたいと思っている。 4. 本日、県教委の担当者がA父に架電する。 5. メールでは誤解が生じる。直接面会して対応したい。 ・副校長がAの担当医に架電し、Aが登校した際に留意すべき点について確認した。薬を変えたので副作用が心配であること、Aへのプレッシャーになるので、しつこい声掛け等は行わないようにと伝えられた。
11月 10日 (日)	・担任がAに架電し、席替えについて伝えた。
11月 11日 (月)	・担任がA母に架電した。
11月 12日 (火)	・A母から入電があり、今後はAが登校する際に連絡を入れる旨が伝えられた。
11月 14日 (木)	・担任がAに架電した。
11月 15日 (金)	・登校したAに対し、■が「あいつなんで来たんだ」と言ったのをAが聞き、担任に訴えた。担任は■を指導し、A母に報告した。

11月20日(水)	・担任がA及びA母に架電した。
11月26日(火)	・担任がAに架電し、体調確認等を行った。
11月29日(金)	・担任がAに架電し、期末試験について連絡した。
12月4日(水)	・A父から進級についての問合せがあった。
12月6日(金)	・担任がAに架電し、体調確認等を行った。
12月9日(月)	・担任がA母に架電し、家庭訪問等について連絡した。
12月13日(金)	・担任、学年リーダーがA宅に家庭訪問し、A及びA母と面談した。
12月20日(金)	・担任がAに架電し、体調確認等を行った。
12月25日(水)	・担任がA母に架電し、成績、家庭訪問等について連絡した。
12月26日(木)	・校長が学校支援課を訪問した。
令和2年 1月7日(火)	・担任がAに架電し、冬休みをどう過ごしたか等について話した。
1月14日(火)	・A母から入電があり、担任からの電話、課題はプレッシャーになるので控えてほしい旨が伝えられた。
1月17日(金)	・担任がA母に架電し、PTA広報誌の写真掲載について連絡した。
1月24日(金)	・担任がA母宛に配付物等を送付した。
1月28日(火)	・担任がA母に架電し、送付物が届いたかの確認を行った。また、Aの体調等について確認した。
2月13日(木)	・担任がA母に架電し、科目の履修状況について連絡した。
2月27日(木)	・担任がA母に架電し、Aの様子を確認し、家庭訪問について連絡した。
3月2日(月)	・担任がA母に架電し、臨時休業、家庭訪問について連絡した。
3月12日(木)	・担任がA母に架電し、家庭訪問の日程等について連絡した。
3月13日(金)	・担任がA母に架電し、家庭訪問の内容等について連絡した。
3月17日(火)	・学年リーダー、担任が家庭訪問を行い、次年度の当該校の支援態勢等について説明した。
3月25日(水)	・担任がA母に架電し、成績等について連絡した。
4月3日(金)	・担任がA母宛てに返却物、手紙を郵送した。
4月6日(月)	・担任がA母に架電し、郵便物が届いたか確認した。
4月14日(火)	・担任がA母に架電し、Aの体調確認、今後の予定等の連絡を行った。
4月16日(木)	・担任がA母に架電し、新しいクラスや担任、 とはクラスもフロアも異なること等を伝えた。
4月24日(金)	・担任がA母へ架電するが繋がらなかった。
4月27日(月)	・A母から折り返しの電話があるが担任は不在であった。
4月28日(火)	・担任がA母へ架電し、Aの体調確認、事務連絡などを行った。
5月11日(月)	・担任がA母へ架電するが繋がらなかった。
5月12日(火)	・担任がA母へ架電し、Aの体調や最近の様子を確認及び事務連絡などを行った。

5月21日(木)	・A母から入電があり、Aの修得単位数についての問合せと、転学を考えている旨が伝えられた。
5月27日(水)	・A父、学校支援課が来校し、校長、副校長、教頭と面談を行った。 ・校長がA父に当該校の支援態勢について説明したが、A父からAの転学の意向について改めて伝えられた。
5月28日(木)	・A父から副校長あてに入電があり、Aが転学先を決めたと伝えられた。 ・副校長がA母に架電し、前日の父との面談概要と、転学に向けた今後の対応について説明した。また、改めてAの担当医と連携をとることについて了承を得た。
6月1日(月)	・Aの転学関係書類を郵送にて受領した。
6月2日(火)	・担任がA母へ架電し、転学希望日について確認した。
6月10日(水)	・担任がA母へ架電するが繋がらなかった。
6月12日(金)	・担任がA母へ架電し、転学関係書類について確認した。また、本日担当医を訪問することを伝えた。
7月10日(金)	・Aの転学に係る資料を、Aの転学先に送付した。

2 教職員からの聴き取り調査結果について

(1) 重大事態の認定に関すること

- ・10月1日に連絡があった時点で、いじめの重大事態を意識した。(校長)
- ・10月25日にA両親と会った際、診断書を見せられた。その時に心身に多大なる影響があるので、重大事態になるのかなと認識を持った。(校長)
- ・10月25日、A両親から重大事態と認定されているのかと問われた際、「今は教育委員会とちょっと話をしていますが、今は、重大事態というふうに話は進んでいません」と話した。重大事態ではないという表現は一回もしていない。(校長)
- ・10月25日に、A父からの問いかけに対し、いじめで自死に繋がるような重大事態に関しては、初めてのことなので、生徒指導、特別指導の定型はないといった内容の返答をした。(校長)
- ・10月25日の時点でいじめの重大事態について、A両親に説明した。(校長)

(2) 会議の設置に関すること

- ・本件に関するいじめ対策等検討会議は、臨時のものである。定時のいじめ対策等検討会議というのは開いていない。本校3年目だが、いじめ対策等検討会議が開かれたのは初めてである。(生徒指導グループ教諭X)
- ・いじめ対策等検討会議の中にコア会議というのを今年から作ったので、問題のある時には教頭がコア会議を開いている。(校長)
- ・いじめの訴えがあれば、いじめ対策等検討会議をすぐに招集して、事案の概要といじめ防止対策のガイドラインを確認しながら、どう進めていくか話を

している。（校長）

- ・ Aに関してはいじめ対策等検討会議を開き、どういう方向性をもっていけばいいのか、どんな疑問点があるのか、何ができて何ができないのかということをもみんなで話し合ってきた。（校長）
- ・ 実態としてはコア会議の方を開いているので、いじめ対策等検討会議という名前で開いていることは、記憶では日常的にはなかった。（校長）

（３）学校としての特別指導の方針に関すること

- ・ 特別指導の判断は、ルールに則り行っている。（生徒指導グループ教諭X）
- ・ 特別指導は、生徒からの事実確認の後、グループ全体で共有し、職員会議に繋げる。（生徒指導グループ教諭Y）

（４）いじめ等に関する当該校の取組に関すること

- ・ 生徒対象の携帯電話教室等で、SNS 等によるいじめに対応している。（副校長）
- ・ いじめに関する教員研修のようなものは、今年度（令和元年度）はしていない。（教頭）

（５）一年時の状況に関すること

- ・ Aには、5月に人の嫌がることを言うなという話をした。本人も納得してくれた。（一年時担任）
- ・ Aの言動により、関係の悪くなった女子生徒とは、席替えで配慮をした。（一年時担任）
- ・ ■の発言によって嫌な思いをしている生徒が何人かいた。（一年時担任）
- ・ ■に対しては、発言に対する注意や、三者面談を行った。（一年時担任）
- ・ Aと■はクラスの同じ係を一緒にやっており、最初は仲が良かったと思う。（一年時担任）
- ・ 昨年の授業の中では、楽しそうにやっていた印象なので、実はあまり関係がよくなかったのだということは、今回初めて知った。（生徒指導グループ教諭X）
- ・ エアドロップの件が出てくるまでは、Aに対するいじめの情報は、記憶のある限りはなかった。（学年リーダー）
- ・ 担任が、クラスの男子でいろいろあるからということで、独自にアンケートをしたり動いていたと聞いている。（生徒指導グループ教諭Z）
- ・ 一年の時に細かいことがあったかもしれないが、担任レベルで収まっていたという印象。（学年リーダー）

(6) 引継ぎ、クラス編成に関すること

- ・ Aに関しては、クラスで浮いているような感じであると前担任より引継ぎを受けた。(担任)
- ・ Aに関して、以前に何があったかは、全く分からない。(担任)
- ・ Aの情報については、今回の件が出るまでは上がってきていなかった。(生徒指導グループ教諭Y)
- ・ 一年時に、男子の中でいろいろあったということが、正式に学年会で出てきたとは聞いていない。(生徒指導グループ教諭Z)
- ・ クラス編成の際、トラブルがあったため、Aと■は離さなければならないと聞いた。(学年リーダー)
- ・ クラス編成の際は、一年時の担任から、■とは離れた方がいいと聞いていた。理由については不明。(生徒指導グループ教諭Z)

(7) Aへの対応、支援に関すること

- ・ 10月1日以降、現職員や、異動した職員には事実の確認をした。(教頭)
- ・ 10月25日以降、Aから話を聞く準備をしていたが、担当医から止められたことで、聴き取りができないでいる。(校長)
- ・ Aと、■双方から話を聞きたいと思っていたが、できなかった。途中で新たな事実が明らかになることもあるので、途中経過を逐一A保護者にお伝えするという発想はなかった。(校長)
- ・ 修学旅行後、Aが通院を始めた後、生徒指導グループや学年で対応について検討し、全体でも共有した。その際は、Aの気持ち、命を第一に考えた。(生徒指導グループ教諭Y)
- ・ Aに希死念慮があるという医師の診断を受けて、学校から何かあった場合のケアを依頼された。いじめ対策等検討会議が作られる前くらいから、そういう情報は来ていた。(養護教諭)
- ・ この事案が起こってから、傾聴の姿勢を意識するようにした。(担任)
- ・ リストカットの跡は、触れてよいものか分からず、見ていない。(担任)
- ・ できるときにやろうねという感じで、課題を与えながら、週1回程度は電話で話している。(担任)
- ・ ■をクラスに戻す前に、謝罪の場を設けたいとAに打診したが、絶対に嫌だと言われた。(生徒指導グループ教諭Z)
- ・ ■をクラスに戻す前、担任と私で明日から2人が合流するという話をAにした。Aは少し動揺した感じだった。(生徒指導グループ教諭Z)
- ・ Aには、何かあったらすぐに言うように、担任の方から伝えた。(生徒指導グループ教諭Z)
- ・ ■に、時々声掛けをすることとした。(生徒指導グループ教諭Z)

- ・ Aが登校し、授業に出られない場合の対応については話し合っていた。（学年リーダー）

（８）修学旅行に関すること

- ・ A母から、■■■■を修学旅行に参加させないよう話があったが、修学旅行前には指導も終了している予定のため、それはできないと答えた。（教頭）
- ・ 修学旅行は、学校もできる限りサポートするので、Aにぜひ行っていただきたいとA母に伝えた。（教頭）

（９）■■■■への特別指導に関すること

- ・ Aと■■■■から話を聞いた。悪口・陰口の件に関しては、お互いに向こうがきっかけだという主張で、事実を認定するまでには至らなかったが、エアドロップで画像を拡散した件に関しては、特別指導とした。（生徒指導グループ教諭Y）
- ・ 事実確認ができたことから指導していくという方針を取った。（校長）
- ・ Aが死にたいと言っているのも、他にも何かあるだろうなとは思ったが、一番大きいのは、■■■■の名前が出てきて、■■■■がいたずらでやったと認めた点である。（生徒指導グループ教諭X）
- ・ Aに対する過去の悪口・陰口については、言った言わないとなり、扱いが難しいので、エアドロップによる画像拡散をしたかしないかというところに焦点を当てて聴き取りを行った。（生徒指導グループ教諭Z）
- ・ Aに対し、「不登校になるまで頑張ろうぜ」とか、「あいつ嫌われてんな」などと言ったかどうかは、確認できていない。（生徒指導グループ教諭Z）
- ・ 時間をかけて■■■■に対し聴き取りをした。最終的にエアドロップの件については認めた。（生徒指導グループ教諭Z）
- ・ エアドロップのところは■■■■も認めているので、その部分についてはすぐに指導を行った。（教頭）
- ・ 本件の特別指導は、写真のアップがいじめにつながる迷惑行為であるとして行ったものである。継続した嫌がらせがあったとの訴えについては、その後知った。（生徒指導グループ教諭X）
- ・ 修学旅行直前だったので、校長の方もなんとか全員連れていけるような形で指導したいという話だったと思う。（生徒指導グループ教諭Z）

（10）■■■■に対するAの行為に関すること

- ・ ■■■■に対するAの行為についての確認は、Aの精神状態を見ながら詰めていこうというふうに指示をしていた。（教頭）
- ・ Aの方が、悪口・陰口を言ったということに関しては、時間がかかっても調

査すると、■■■■の保護者に校長が約束している。（生徒指導グループ教諭Z）

- ・ Aの母が裁判の話を出された時、Aの方も■■■■を中傷するような言動を取っていたという情報があることをお話しした。（生徒指導グループ教諭Z）
- ・ 学校としては、Aが■■■■に対し、何をしたのかを聴き取れていないことを課題と捉えている。（副校長）

3 対応に関する検証

（1）9月30日までの問題

ア 一年時の対応

第4章にみたとおり、Aの否定的評価に関する事実は一年時に多かったものであるが、一年時の担任が学級内の人間関係を把握し、時宜に応じて個別指導を行い、個々の生徒の状況を把握すると共に課題を示し、生徒の発達を促すと共に人間関係の破綻を防いできたことは、高く評価されるべきである。

しかしながら、担任は日頃の学年会等でAの問題を共有することはなかった上に、進級時にAと■■■■は学級を分けるべきものとしたけれども引継事項はAが「浮いているような感じ」「はぶられている」旨にとどまったため、Aを巡り具体的にどのような問題がありどのような指導がなされてきたかについては、二年時の担任を含む二学年会に引き継がれることはなかった。

イ 二年時の対応

引継事項自体は深刻といえるが抽象的なものにとどまったため、二年時の担任としては、「何か起きたら対応しよう」といった判断を行い、積極的に個別指導を行う等してAを巡る人間関係を把握しようとはしなかったものと思われる。

しかしながら、担任においては、仲良しグループからAが抜けた事実、Aのコメントにつき■■■■が「自分のこと」と言っていた事実を把握した以上は、これを「浮いている」「はぶかれている」という引き継ぎ事項と結びつけ、Aの人間関係への介入のチャンスと考えて、個別指導を開始する等Aと関係生徒らとの関係改善に向けた対応を開始すべきであった。

（2）10月1日以後の問題

ア Aの状況把握

（ア）直接面談の必要性

令和元年10月1日のA側に対する学校の対応は、本章第2の1にみるとおりであるところ、Aが「死ぬ」とも言っていた上でAと連絡がとれなくなったという事態は、重大な結果も想定される緊急事態である。

このような緊急事態に際しては、一刻も早く所在を確認の上、直接面談し身体や表情をも通じて生徒の状況を総合的に把握し、重大な結果を防ぐ措置をとるべきである。

したがって、Aの緊急事態に際し、校長が直ちに教頭と担任に家庭訪問を指示したことは適切であった。

(イ) 専門家関与の必要性

Aの状況が上記(ア)のようなものであった以上、学校は不測の事態を防ぐべく、スクールカウンセラーなどの専門家を本件に関与させるべきであった。

ところが、学校は、令和元年10月2日以降のいじめ対策等検討会議に専門家を出席させることもなく、また早期の段階で専門家から意見聴取することもなかった。

イ 〇〇への対応

学校は〇〇における被害者意識を払拭できておらず、これがその後の陰口などの「いじめ」につながっている。

(ア) 多対一の関係の問題を気付かせていない

〇〇は自分たちも同じことをされているから自分たちが指導されるならAも指導されるべきだと考えている。

すなわち、学校は、〇〇を含む関係生徒らとAの間に多対一の関係が存在し行為態様において対等ではないことを、〇〇らに気付かせるに至っていない。

(イ) 「被害」を理由に攻撃が許されるわけではないことに気付かせていない

第6章第1の2(2)に述べたとおり、「被害」を受けたからといって、攻撃が許されるわけではなく、学校はこのことを〇〇らに気付かせるに至っていない。

特に、「やられたらやり返す」ことは、後述するように弊害が大きい。

Aの所為に仮に問題があったとしても、それを理由として〇〇その他関係生徒らによるAへの攻撃(無言の圧力等を含む)が許されることにはならないし、Aの所為の有無等が明らかになるまでAへの攻撃について指導できないということにもならない。

(ウ) 自傷行為、希死念慮の事実を明かさないでの指導

本件においては、学校はAの自傷行為、希死念慮について明かさないま

ま■■■■の指導にあたっている。

そのため、学校は■■■■らに、苦痛において対等ではないことを気付かせるに至っていない。

AやA保護者の同意が得られることが当然の前提ではあるが、■■■■らに対してAの自傷行為あるいは希死念慮を明かして指導することが検討されてもよかったのではなかろうか。

無論、本部会も常に自傷行為・希死念慮を明かすべきと考えているわけではなく、諸般の事情を踏まえ慎重な検討を要することは当然である。ただ学校において、自傷行為・希死念慮を明かしての指導が絶対に許されないわけではなく、特に被害側の承諾がある場合には、加害側の受け止め方に配慮しつつ、こうした指導を実施することは可能というべきである。

ウ 継続的な関係への指導

10月2日にはA本人が「夏休み後から教室で■■■■が『不登校になるまで頑張ろうぜ。』『あいつ嫌われてるよな。一年の文化祭後、ずっとはぶられてたよな』等、■■■■たちと話しているのが聞こえていたが、ずっと我慢していた。今回のことでもう精神的に限界である。」と学校での聴き取りに対し述べていた。これに加えて一年時の担任からの引継ぎ事項や二年時のグループの動きを担任が把握していたことからすれば、エアドロップ事案はAと他生徒らとの間の単発的な問題ではなく、継続的な関係の一環と評価すべきであった。

しかし、別室指導を含む■■■■への指導は、専らエアドロップ事案のみの対応と思われ、エアドロップ事案以前の継続的な関係については指導がなされていないようである。

エ 限られた事実確認に基づく別室指導

修学旅行が迫る中、問題を解決した上で修学旅行に参加させたいとの学校の意図自体は理解可能である。

しかしながら、■■■■が自身らのエアドロップ事案のみ問題とされ別室指導がなされたと理解される状況であったために、結局Aとの関係は改善していないまま、■■■■にとっては、責任は取った、解決済み、といった意識となり、その後の指導を困難とするとともに、被害者意識を強めるようになった一因と思われる。

校長による「頼むから謹慎を受けてくれ」発言の有無は措くとしても、■■■■がそのように受け止めたということからは、残念ながら別室指導が指導の実を伴わない形式的なものであったと評価せざるを得ない。

A保護者からの■■■■を修学旅行に参加させないでほしいとの要望に対応する必要があったとしても、①旅行中の接触回避策を講じること、②事案の

全体像を把握しないままの措置は問題全体の解決を困難とすること、③修学旅行に参加させないことが事態を複雑化し人間関係の改善の妨げとなること等に理解を求めるなどして、別室指導等の措置については修学旅行後に十分な事実確認を踏まえて行うことも検討されるべきであった。

(3) 組織的対応

学校における学校いじめ対策組織（推進法第 22 条）は「いじめ対策等検討会議」であったところ、学期に 1 度の開催では「いじめの疑いや相談・通報のあった事案は、『組織 A（いじめ対策等検討会議）』を通して情報共有に努めます」（学校いじめ防止基本方針 2 頁）という役割を果たすには無理がある。しかも、本章第 2 の 2（2）にみたとおりに、いじめ対策等検討会議は本件発生に至るまで開催されたことはなかった。

一方、既存の組織である学年会では生徒指導上の情報共有はなされてきたものの、A の「いじめ」ないし人間関係は話題にならなかった。すなわち、一年の段階で問題が生じた際、「クラスの男子グループから省かれている」ことについて学年会において情報共有されておらず、また二年への引き継ぎ事項としてもそうした「省かれている」ことにつき具体的状況までは明確にされておらず、これらが二年時担任において A を巡る人間関係に介入がなされなかったことにつながった可能性がある。学年会の場合においては、「いじめ」防止対策という観点が乏しかったことは否めない。

さらに、日頃の教員間の直接の対話等の中で A の「いじめ」ないし人間関係が話題となった事実も認められない。

結局、エアドロップ事案発生前に、学校において A の「いじめ」に組織的対応をした形跡は認められないということになる。

4 提言

(1) 担任による指導の重要性

ア 担任による個々の生徒及び学級内の人間関係の把握は重要

時代や制度が変わっても、学級担任が個々の生徒及び学級内の人間関係を把握し、これに基づいて指導していくことの重要性は変わらない。

個々の生徒や集団へのアプローチの仕方は様々あろうが、異変があった際にはこれを直ちにメモ書きしておくなど確実に把握しておく必要はある。

異変の重要性、介入の要否は、そうした異変の記録に基づくことで、初めて適切に判断できるものとなろう。

イ 個別的指導の活用

生徒に声をかけたり放課後に呼ぶなどして個別的指導を行うことは、事案

の把握の上でも、生徒の支援・指導の上でも、有益である。

高校生であれば、あらゆる異変に担任が介入すべきとはいえないが、異変が継続するとか、生徒に元気がないといった、担任の介入を要する兆候がある場合には、個別的指導が活用されるべきである。

(2) 組織的対応の必要性

高校では担任が常時生徒ないし学級に接するわけではない上、成人に近くあるいは成人した生徒との距離の置き方・関係の築き方は教員により様々となるから、義務教育と比較しても情報の共有と組織的対応の必要性は勝るとも劣らない。

当該校において、学校いじめ防止基本方針3記載の役割をいじめ対策等検討会議に果たさせるためには、いじめの「疑い」がある場合の臨時会議開催を前提としても、いじめ対策等検討会議の会議を月1回程度は開催すべきであるし、もしそれが困難ということであれば、いじめ対策等検討会議とは別の組織の利用を検討すべきである（なお、既存の組織の利用については文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター・平成25年11月「生徒指導リーフ」増刊号6頁参照）。

(3) 多対一状態の問題に気付く

同じようなことをしていても多対一では意味が異なることを、生徒が気付く前提として、教員が気付いていることが重要である。

ア 苦痛の継続・集積

相互に攻撃し合うトラブルが単独であれば、当該生徒も他生徒もそれぞれ「1」の苦痛といえるかもしれないが、当該生徒が10名の生徒とトラブルを起こせば、他生徒は各「1」の苦痛である一方、当該生徒は「10」の苦痛となり得る。

一見双方向性のトラブルで当該生徒にとって個々の行為自体の加害性はそれほど大きくなかったとしても、継続・累積により心身の負担が増大し、著しく精神的、肉体的苦痛を被る結果となる可能性がある。

また、当該生徒がきっかけを作り出していようと反撃をしていようと、なされた行為により苦痛を受けることについては変わりなく、これが重大な結果につながる可能性がある。

平成18年度以降、「いじめ」の定義から「自分より弱い者」「一方的」「継続的」「深刻」との限定がなくなったのは、上記のような事態の発生防止を意図したものと理解すべきである。

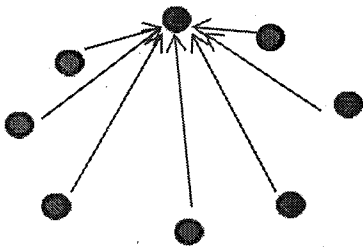
イ 行為が対等ではないことに気付かせる

生徒間のトラブルに大人が直接介入するのではなく、生徒たち自身がトラブルを解決していることは大切なことである。

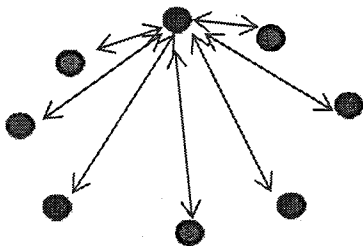
トラブルの構造において各人が対等な場合、たとえば下記の図のように、生徒たちが相互に加害を行っている場合には、大人が直接介入することなく、生徒たちに解決を委ねる場合もありえよう。



一方、トラブルの構造において、下記の図のとおり、集団内において特定の生徒が一方的に被害を受ける場合においては、生徒たち自身の力、とりわけ被害を受ける生徒の力で解決に至ることが望めないことは明白であり、大人の直接介入が必要と考えられる。



それでは、下記の図のように、集団内において特定の生徒が被害を受けるが当該生徒も同程度に攻撃している場合はどうか。



双方向的であるからといって、双方対等とみることはできず、大人の直接介入を要するというべきであろう。

すなわち、周囲の生徒の受ける被害がそれぞれ「1」だとしても、特定の生徒の受ける被害は「7」であり、特定の生徒の受けるダメージは周囲の生徒らの7倍となる上、そもそもこのような構造である以上、特定の生徒と周囲の生徒との間には差別的な関係があると推認され、もはや双方対等な関係

ではありえないからである。

この際に、敢えてトラブルを個々のものに分解し、「どっちもどっち」「1対1」の対等なトラブルとみて直接介入を回避するのは適切ではない。

教員は生徒たちの人間関係に直接介入し、こうした場合も対等ではないことに気付かせるべきである。

(4) やられたらやり返すことについて

やられたらやり返すことが許されないことについては、正当防衛（刑法第36条第1項「急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。」）の成立する場合が限定されていることから明らかではあるが、それにもかかわらず、これを容認したり、さらには推奨する生徒、保護者も見受けられる。

ア 多対一では害悪が大きい

やられたらやり返すことについては、本章第2の4（3）イにみたとおりに、多対一の人間関係が存する場合には、その害悪は大きい。

ひどい場合には、特定の生徒の側が周囲の生徒の1人に対して被害を与えた際に、やられたらやり返すの名の下に、周囲の生徒全員で特定の生徒に攻撃を加える場合もありうる。

イ 過剰なやり返し・際限なき繰り返し

やられたのと質的・量的に同じだけやり返すのは不可能である。多くは過剰にやり返し、新たなやり返しの原因ないし怨恨の原因となり、問題を悪化させる。

(5) 日頃の注意・記録

教員においては、多対一状態の発生に留意する必要がある、そのためには日頃の注意もさることながら、個々のできごとを日々簡略にでも記録しておく必要性については改めて述べておく。

第3 県教委の対応について

1 対応状況について

日 時	内 容
令和元年 10月 1日（火）	・ 校長から学校支援課へ第1報があり、組織的に対応するよう助言した。

10月2日(水)	・教頭から入電があり、A及びA保護者の意向を確認しながら対応するよう助言した。
10月17日(木)	・校長から入電があり、A父が法的措置をとると言っていること、Aも[]を誹謗中傷していた可能性があるとの報告を受けた。学校支援課は、Aからの訴えに基づき、いじめの疑いがあるとして対応するよう助言した。
10月23日(水)	・校長から入電があり、保護者から本件をいじめの重大事態として捉えているかどうか問合せがあったと報告を受けた。ここまで適切に対応しており、当該校と保護者の関係も悪化している様子が見られなかったため、当該校としてAの心のケアと、いじめ再発防止に向けた取り組みをすることを丁寧に説明し、理解を求めるよう助言した。
10月25日(金)	・校長から入電があり、担当医の判断に反してAが登校していることについて、A両親と話し合うよう助言した。 ・重大事態については県教委と協議しながら進めると説明するよう助言した。 ・当該校によるAへの支援と本事案についての調査の継続について、A両親の理解を求めるよう助言した。
10月26日(土)	・校長へ架電した。Aが登校できないことを前提に、家庭訪問なども含め支援等について検討するよう助言した。
10月28日(月)	・校長が学校支援課に来課した。Aが登校した際の対応について保護者と確認をすること、当該校が担当医から助言を求めることを了承していただけるよう働きかけること、[]への指導は当該校の責任で継続して行うと伝えるよう助言した。 ・保護者がいじめの重大事態として扱うことを望んだ場合は、いじめの重大事態として対応しなければならないことを伝えた。
10月31日(木)	・学校支援課は当該校を訪問した。 ・A保護者に対し、いじめの重大事態調査の趣旨や目的について説明した上で、重大事態として扱うことを望むかどうかを、改めて確認する必要があると助言した。
11月1日(金)	・重大事態とする場合でも、当該校がAへの聴き取りを含め、当該校として必要な対応を中止する必要はないと助言した。
11月6日(水)	・校長から入電があり、A保護者からいじめの重大事態として対応するよう改めて求められたと報告を受けた。 ・校長が学校支援課に来課し、これまでの当該校とA及びA保護者との対応記録を提出した。A母との電話の記録、いじめ対策等検討会議録等を提出するよう依頼した。 ・本件をいじめの重大事態として扱うよう伝えた。
11月8日(金)	・校長から入電があり、担当医の指示に従わず、Aが登校した際の対応について、A保護者に協力を求めるよう助言した。

11月11日(月)	・A両親が学校支援課を訪れ、A両親にいじめの重大事態の調査を行うことについて確認した。
11月12日(火)	・A及びA父が学校支援課を訪れ、Aにいじめの重大事態の調査を行うことについて確認した。
11月14日(木)	・知事へいじめの重大事態発生の報告をした。 ・学校支援課は当該校を訪問し、今後の対応等について協議した。
11月15日(金)	・副校長から入電があり、Aの科目の履修状況については、当該校のルールに従い対応するよう助言した。
11月18日(月)	・本調査会に調査を諮問した。 ・副校長へ架電し、本事案に係る資料提出を依頼した。
11月25日(月)	・A父から進捗状況についての問合せがあり、回答した。
11月27日(水)	・副校長に架電し、本調査会から提示された疑問点について問合せた。
12月26日(木)	・校長が学校支援課に来課し、教職員、生徒からの聴き取り調査について説明した。本調査会による調査に関わらず、当該校として必要な対応はするよう助言した。
令和2年 5月12日(火)	・副校長に架電し、臨時休業明けにAが当該校に戻れる受入れ態勢を整備するよう助言した。
5月18日(月)	・A父から入電があり、Aが当該校に戻れるように、当該校、保護者、県教委での話し合いの場を設定するよう要望があった。
5月21日(木)	・学校支援課は当該校を訪問し、令和2年度より着任した校長に、これまでの経過について説明した。
5月22日(金)	・副校長から入電があり、Aの転学希望についての報告を受けた。
5月27日(水)	・当該校、A父、県教委でAの受け入れ態勢、支援態勢について話し合いを行ったが、A父からもAの転学の意向が示された。
5月28日(木)	・副校長へ架電し、Aの転学に係る選択肢を広く準備することを助言した。
6月8日(月)	・副校長へ架電し、Aの転学手続きの状況等について確認した。
6月23日(火)	・副校長へ架電し、副校長と担任が、Aの担当医と面会した結果について確認した。
7月10日(金)	・副校長へ架電し、Aは5月31日まで当該校に在籍し、6月1日付で転学をしたことについて報告を受けた。

2 対応に関する検証

(1) いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの内容の注意喚起

本件では、当該校側においていじめの重大事態としての認定がなく、あるいは重大事態調査が始まらないことに関して、A保護者から不信感が示されている。

そもそも、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドラ

イン」という。)において「重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、『疑い』が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。」(3頁)、「被害児童生徒や保護者から、『いじめにより重大な被害が生じた』という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の『いじめ』という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。」(4頁)とされているところ、これらは本来学校において把握しておくべきことではある。

しかしながら、本件を通じ、ガイドラインを学校が的確に把握しているとは限らないことが明らかとなった以上、県教委は学校に対し、重大事態は「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと、調査の主体等については県教委が適切に判断することについて、早期に注意喚起しておくべきであろう。

(2) 専門家関与の必要性

本章第2の3(2)ア(イ)にみたとおりに当該校は早期の段階で本件にスクールカウンセラー等専門家を関与させるべきであったところ、県教委も当該校に対し専門家への意見聴取など促すべきであった。

3 提言

(1) 推進法・県いじめ防止基本方針・ガイドラインの周知、指導

県教委においては、学校に対し、推進法・県いじめ防止基本方針・ガイドラインの内容を十分周知するとともに、学校からの報告問い合わせに際しては推進法・県いじめ防止基本方針・ガイドラインの求めるところを適宜指導すべきである。

特に、当該校の状況に鑑みれば、他校においても学校いじめ対応組織が実際に活動し所定の機能を果たしているかについては疑問があることから、学校に対し学校いじめ対応組織の運用の実情を調査するとともに、推進法の求めるところの情報の共有と組織的対応がなされているとはいえない場合には適切な対応を指導すべきである。

(2) 人的体制の整備

ア 人員増強の働きかけ

学校において問題に的確に対処するには、問題発生時においてこれに集中的に対処できる十分な人員を配置する必要があると認められる。

また、全校生徒の心身の状態を的確に把握するには、通常規模の高校においては養護教諭を少なくとも2名配置する必要があると認められる。

さらに、担任によるきめ細かな個別的指導を実現するには、40 人とされている学級定員は過大であり、少人数の学級を実現するために教員を増員する必要が認められる。

県教委においては、これらを実現すべく、人員の増強を目指し関係各所へ重ねて働きかけるべきである。

イ 専門家の関与

対応に専門的知識・経験を要する案件が相当数あることや、生徒指導には多面的なアプローチが有効で多種の専門家が関与することが有意義であることに鑑みれば、県教委においては、各校へのスクールカウンセラー常駐を目指し関係各所へ働きかけるべきである。

また、県教委は、学校が精神科医の助言を容易に得られるような体制を整備するとともに、生徒・教職員のメンタルヘルスケアについてもより一層充実した体制を整備することが望まれる。

第9章 おわりに

今回の事案について最も残念なことは、Aさんがトラブルが生じた場所(所属する高校)において転校を余儀なくされ、人間関係の回復の機会を失ったということである。

事案の経緯を追うなかで、教育をつかさどるとされる教員のあり方についても大いに省みなければならない。教員の行う教育の使命の達成のために、教員は自信を持ってその任に対応するとともに、当該の教員に対しての周囲の教員のサポート(チーム学校)は、助言のみならず実際の行為を通じた参加が必要であることを痛感する。

教員が教育をつかさどるには、教員の教育力に負うところが大きいため、その行為を単純に比較してその善し悪しを決めることは大変難しいことである。だからこそ、教員には常に自らの行為の客観化に努められることを願ってやまない。

本報告書は、一定の完結を見るが、Aさん、周辺の生徒、そして保護者、学校、教員、教育行政担当者が、今後もこうした経験を抱えたまま生活し、業務を続けていくことに鑑みれば、一件落着とはならないことは自明の理である。

本件に関わる者は、自分たちの決定、言動、行為については緻密な客観化を図りながら、再出発されることを願いたい。

こうした事案を繰り返さないように分析、提言することが私たち調査会の使命ならば、このことはとりわけ強調しなければならない。

最後に、Aさんが新しい環境の中で自分らしく生活できることを、本調査会の委員全員が心から願っている。

神奈川県いじめ防止対策調査会調査専門部会委員名簿

選出区分	氏 名	任 期	役職等
学識経験者 (団体推薦)	柳生 和男 (部会長)	平成 30 年 4 月 26 日 ～令和 4 年 4 月 25 日	特定非営利活動法人 J-E N E P
学識経験者 (団体推薦)	小池 拓也	平成 30 年 4 月 26 日 ～令和 4 年 4 月 25 日	弁護士 (神奈川県弁護士会)
学識経験者 (団体推薦)	荒井 宏	平成 30 年 4 月 26 日 ～令和 2 年 4 月 25 日	精神科医 (神奈川県精神神経科診療 所協会)
学識経験者 (団体推薦)	永田 麻里	平成 30 年 4 月 26 日 ～令和 4 年 4 月 25 日	臨床心理士 (神奈川県スクールカウ ンセラー協会)
学識経験者 (団体推薦)	小島 操子	平成 30 年 4 月 26 日 ～令和 4 年 4 月 25 日	社会福祉士 (神奈川県社会福祉士会)
学識経験者 (団体推薦)	岩田 泰子	令和 2 年 4 月 26 日 ～令和 4 年 4 月 25 日	精神科医 (神奈川県精神神経科診療 所協会)